

議案第15号

向日市税条例の一部改正について

向日市税条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月21日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市税条例の一部を改正する条例

向日市税条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（固定資産税の減免）</p> <p>第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について、同法第98条第1項の規定により仮換地の指定があった場合において、<u>次のいずれかに該当する土地</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ア <u>仮換地について使用し、又は収益することができないときの当該仮換地に対応する従前の土地のうち公共の用に供するために減歩された土地</u></p> <p>イ <u>土地区画整理法第98条第5項及び第6項又は同法第99条第2項の規定により仮換地について使用し、又は収益を開始することができる日が通知され、かつ、法第343条第7項の規定により所有者とみなされた者に対して課税した仮換地と重なり合う従前の土地</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>（固定資産税の減免）</p> <p>第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について、同法第98条第1項の規定により仮換地の指定があった場合において、<u>仮換地について使用し、又は収益することができないときの当該仮換地に対応する従前の土地のうち公共の用に供するために減歩された土地</u></p> <p>2及び3 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の向日市税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。